

## 最終弁論

被告人は、佐藤芽有里を殺そうとした犯人ではなく、被告人は無罪です。

それは、以下の理由から明らかです。

### 理由①被告人が殺人予告を書き込んだことについて

インターネットの掲示板は、パソコンで誰もが見ることができるのである。そうだとすれば、被告人の書き込みを見た誰かが殺人予告を実行することもありえることである。また、殺人予告をしたからといって、必ずしも予告をした人が実行するとは限らない。したがって、被告人がインターネット掲示板に殺人予告を書き込んだことを理由に、被告人が犯人であるということとはできない。

### 理由②被害者の血がついたナイフについて

被告人は、赤木山にキャンプに行ったときに「村上」と書かれた包丁を失くしてしまったのであり、本件事件発生当時、被告人は、その包丁を持っていなかった。したがって、被告人が「村上」と書かれた包丁を使って本件犯行に及ぶことは不可能である。そして、「村上」と書かれた包丁は、群馬県内に5本あるのである。そうだとすれば、本件犯行に及んだ犯人は、「村上」と書かれた包丁を買った他の誰かである。

### 理由③目撃情報について

検察官は、被害者が見た犯人の特徴が、身長170cm位でがたいの良い男であることから、身長170cmでがたいの良い被告人が犯人であると主張しているが、身長170cmでがたいの良い男は、世の中に無数に存在するのであり、被告人が犯人であると結びつけるような特徴であるとはいえない。したがって、単に身長体重が一致していることをもって被告人が犯人であるということとはできない。

### 理由④犯人が着ていたナイスのパーカーについて

被告人は、1か月前に買ったパーカーをすでに古着屋に売ってしまっており、本件事件発生当時には持っておらず、被告人が、パーカーを着て本件犯行に及ぶことは不可能であった。そして、犯人が着ていたパーカーと同じ製品は大量に販売されているのだから、本件犯行に及んだ犯人は、そのパーカーを持っていた他の誰かである。

### 理由⑤動機

検察官は、被告人が、自分の不幸は社会のせいであると考えていたことを理由に、被告人が犯人であると主張しているが、被告人は、その腹いせに世間を騒がそうと思ってインターネットへの書き込みを行っただけであり、自分の不幸が社会のせいであると考えていたということが直ちに殺意に向かうとは考えがたく、被告人が犯人であるという理由にはなり得ない。

### 理由⑥アリバイ

被告人は、「それでも麻呂はやいない」という映画の半券を持っており、本件事件発生当時、被告人は、前崎の「けやきランニング」において、上映中の当該映画を鑑賞していた。したがって、被告人に犯行を行うことは不可能であり、被告人は犯人ではない。

以上より、被告人は犯人ではありません。